

2014年（平成26年）12月12日

医療法人社団翔友会代理人
弁護士 伊藤 芳朗 先生

適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 芳賀 唯
(担当:磯辺・武田)

「ご連絡」

拝復

貴職からの平成26年11月20日付「連絡書」（以下、単に「連絡書」といいます。）と題する書面を拝受いたしました。

同書面の内容を拝読いたしましたところ、当機構の2014年11月8日付「申入れ及び問合せ」（以下、「申入れ書」といいます。）の趣旨及び景品表示法の本旨を正解されていないのではないかと考えられます。

つきましては、当機構の手続上、正式回答書面については、平成26年12月17日に開催される当機構の理事会による機関決定を要しますので、暫時お待ち頂く必要があり、同日以後発出させていただく予定でありますので、御理解頂きたく存じます。なお、貴職は、「12月15日」との期限につき、「この期日は貴法人が当法人に対して与えた期限とほぼ同一の期間です。」と指摘しておられますが、実際には、貴法人からの回答は、当機構からの要請よりも20日ほど経過してから頂戴しており、当機構の方もその回答をお待ちしましたので、これは不当な対応ではないと考えます。

しかし、上記連絡書に拠れば、申入れ書第1に記した諸点につき、12月15日までの回答を求めることがありますので、とりあえず従来の審議経過を踏まえて回答可能な範囲にて本書面により回答します。

敬具

記

1 景品表示法における「優良誤認表示」の本旨

優良誤認表示の意義については、平成26年10月8日付「申入れ及び問合せ」に記載したとおりですが、若干、説明を追加します。

そもそも景品表示法による優良誤認表示規制の目的は、事業者からの表示広告により消費者に対して当該事業者が販売する商品・役務等の品質・性能等について、「内容について、実際のものよりも著しく優良と一般消費者に示す表示」または「内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示」を差し止めることにより、一般消費者にお

ける誤認を生じて不当に誘引されることを事前に防止することです。

かかる同法の趣旨からすれば、優良誤認表示に該当するか否かは、問題の広告・表示を目にした一般消費者において「実際のものよりも著しく優良」あるいは「事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良」と認識する虞が認められるか否か、という一般消費者レベルの認識内容が問題なのであり、そこでは、当該商品・役務の内容に関する厳密な専門的知見レベルによる検証は必要とされません。

2 上記一般論を踏まえた当機構の本件に関する考え方

当機構から先に指摘させて頂いた貴法人の表示・広告内容は、一般消費者レベルの認識、標準的な消費者においてその内容をどのように理解するか、という点こそが問題ですので、当機構から敢えて厳密な専門的医学的な知見の領域に踏み込んで、現段階において明らかにする必要は認めません。

また、貴職の御指摘は、いずれも「効果が無いことの証明」を専門医学的知見の詳細については有しない当機構に求めるものであって、翻って貴法人が非常に大規模な美容医療専門に特化した「医療法人」であり、当然ながら、施術の医学的有効性について客観的な専門的エビデンスの裏付けに基づいて操業されているはずであると一般消費者レベルの視点からすると理解されることを勘案すると、非常に無責任な対応であると考えます。当機構は消費者団体であり医師の集団ではありませんので、当方においてそのような専門医学的知見を存じ上げないために誤解しているということであるならば、速やかにその客観的根拠を提示された上で御教示頂ければ良いことだと思われます。

以上により、申入れ書「第1」に記したいわゆる優良誤認表示である旨の指摘の趣旨は、貴職が主張されているように「医学上効果がないのにあるかのように表示している」とか、「医学的にあり得ないことをあるかのように表示している」ことを指摘したのではなく、医学上効果があることが証明されていないのに、そのような効果があると断定的、かつ、誰にでもそのような効果が期待できるかのように表示していることを指摘したものであって、医学上、表示されているような効果があることが証明されていないことについては、申入れ書添付の論文にも記載されております。

したがいまして、連絡書「1 第1に対する回答」で要求されている効果がないことの医学的根拠を示す必要はないものと考えておりますし、当機構ホームページから削除する必要もないものと考えております。

なお、冒頭述べましたとおり、詳細につきましては、当機構理事会で検討した後、正式に書面でお送りいたします。

以上